

# 復 興 整 備 計 画

東 松 島 市 ・ 宮 城 県

平成 2 4 年 5 月 3 0 日

## 1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

区域：東松島市の全域

## 2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

### (1) 防災・減災による災害に強いまちづくり

被災した都市基盤の早期復旧に取り組むとともに、津波の威力を減衰させる施設を整えます。また、避難路、避難場所等を確保し、防災体制・機能をいっそう強化しながら、徹底して「命」を守るための防災・減災型の都市をつくります。

### (2) 支え合って安心して暮らせるまちづくり

被災者の住宅再建に早急に取り組むとともに、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしやすい生活環境をつくります。また、災害時だけでなく、高齢社会において安心して暮らすために、市内8地区の住民自治協議会などの自治の力を育みながら、互いに支え合える地域社会をつくっていきます。

### (3) 生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

被災した農業、漁業、商業、製造業、観光業等の生業の基盤整備に早急に取り組み、一日も早い再生を図ります。また、農業、漁業、林業、観光をつないで東松島市の新たな観光の魅力をつくります。さらに、企業誘致を促進して企業雇用を確保します。

### (4) 持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

今回の震災を契機として、持続可能な地域経済・地域社会の実現を目指し、震災で現れたエネルギー・環境問題を解決する新たな仕組みや産業を育てます。また、「地産地消」を進めて、生業を再生・維持していくとともに、地域循環型経済を構築します。

## 3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

### (1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

- ・津波による甚大な被害を被った全ての地区において、数十年から百数十年に1回程度発生すると想定される津波に対しては、第1次防御として海岸や河川の防潮堤の高さを嵩上げ整備するとともに、第2次防御（防災緑地等）、第3次防御（高盛土の道路等）の整備を行い、市街地の防御を図る。
- ・平地部である大曲浜地区、浜須賀地区、立沼地区、牛網・浜市地区においては、内陸の既存市街地周辺に集団移転を図る。また、第3次防御（高盛土の道路等）より海側は主に農地とし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、再生可能エネルギー等の土地利用についても検討する。
- ・丘陵部が隣接している野蒜地区（野蒜北部丘陵地区・野蒜東名運河北地区・野蒜東名運河南地区）、宮戸地区（室浜地区・月浜地区・大浜地区）においては、後背丘陵部に集団移転を図る。野蒜地区の移転跡地は農地や再生可能エネルギー等の土地利用を、宮戸地区の移転跡地は漁業・水産系の土地利用を図る。

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）

【住宅用地】

- ・ 津波による被害が甚大であった市街地又は集落については、野蒜北部丘陵地区（(1)-①）等の第3次防御より内陸側の丘陵地又は既存市街地周辺に農業系土地利用との調整を図りつつ住宅地を整備し移転を図る。
- ・ 上記以外の既存市街地及び既存集落については、引き続き住宅用地として利用する。

【農地】

- ・ 復興整備計画区域内の農地については、引き続き優良農地として確保することとし、津波被害からの早期復旧を図る。
- ・ 第3次防御より海側は主に農地とする。また、再生可能エネルギー等の土地利用についても検討する。
- ・ 集団移転後の集落跡地である浜須賀地区（約8.7ha）、立沼地区（約22.3ha）、牛網・浜市地区（約32.0ha）、野蒜地区（洲崎）（約74.9ha）については、可能な限り農地としての活用を図りつつ施設園芸用地や共同利用施設等の整備を行う。

【産業系用地】

- ・ 大曲浜地区や大浜地区、室浜地区、月浜地区などの漁港を有する移転跡地については、水産加工施設等の産業系用地として利用する。
- ・ 市北部に位置する大規模な工業団地は、仮設住宅用地として利用されているものの、将来においては産業系用地として利用する。

【山林】

- ・ 山林は市街地又は集落の移転候補地を除き、引き続き保全に努める。
- ・ 移転候補地選定にあたっては、津波による浸水状況を踏まえ、市街地又は集落の後背丘陵部を基本とするものの、可能な限り保安林を回避するよう努める。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業	(1)-①	野蒜北部丘陵地区土地区画整理事業（野蒜東名運河南地区及び野蒜東名運河北地区の移転地の整備） 実施主体：東松島市 実施区域：東松島市復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成28年度 種類：土地区画整理事業 その他：今後、地域森林計画の区域の変更、保安林の指定（又は解除）に関する事項を記載予定
(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		

(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		
(13) その他施設の整備に関する事業		
<b>5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）</b>		
平成24年度～平成32年度		
<b>6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）</b>		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理番号	事業区分	図面記号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	(1)-①	都市計画(土地区画整理事業) [東松島市決定]	決定	91.2 ha		
			都市計画(被災市街地復興推進地域) [東松島市決定]	変更	94.1 ha		

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 「事業区分及び図面記号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 3 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 4 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 5 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）

整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園 法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1 項・第5条 第1項の農 地転用許可	第29条第 1項・第 2項の開 発許可	第43条第 1項の建 築許可	第59条第 1項から 第4項ま での都市 計画事業 の認可等	第4条第1項 ・第5条第1 項の農地転用 許可	第15条の 2の開発 許可	第10条の 2第1項 の開発許 可	第34条第 1項・第 2項の許 可	第20条第 3項の許 可・第33 条第1項 の届出	法第39条 第1項の 許可	第37条第 1項の許 可等
1	市街地開発 事業	(1)-①	○										

- (注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。  
 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。  
 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。